

アルケイアー記録・情報・歴史—
第17号 2022年11月 1-17頁
南山アーカイブズ

中世ヨーロッパの巡行王権

岡地 稔

南山大学名誉教授

1

Das Reisekönigtum des europäischen Mittelalters

Professor Emeritus von Universität Nanzan

OKACHI, Minoru

Archeia: Documents, Information and History
No.17 November, 2022 pp.1-17
Nanzan Archives

- 1 はじめに — 巡行王権とは
- 2 巡行路研究
- 3 巡行王権研究
 - 3-1 背景としての徴税問題
 - 3-2 徴税問題からの説明への疑問点
- 4 考察 支配・統治実践の観点から見た巡行王権
 - 4-1 支配実践としての王国巡行
 - 4-2 統治実践としての王国巡行
- 5 結 論

中世ヨーロッパの巡行王権

岡地 稔

1 はじめに — 巡行王権とは

中世ヨーロッパにおいては、国家は、整備された行政組織や官僚機構を欠き、国王は、恒常的な「首都」を定めることなく、家族・一族、随員、兵員など時に数百人にもおよぶ随行者を引き連れて、王国各地に散在する王宮や国王ホーフ（王領地）などをめぐりながら統治を行っていました。いわば宮廷全体が常に旅をしていたといえます（移動宮廷）。巡行先において国王は、王国会議や教会会議、あるいは裁判集会などを開いて、政治的・法的諸問題を、聖俗の有力貴族とともに集団的に決定・解決し、またキリスト教の祝祭日のさいには、様々な教会祭儀や儀礼的な戴冠を通して、聖俗貴族らにのみならず、蟄集する王国民に、自らの権威を顕示していました。王権のこうしたありようを、われわれは巡行王権（Reisekönigtum）と呼んでいます。

2 巡行路研究

この巡行王権に関して、研究史においては従来その巡行のさま、それ自体から読み取れるところが止目・活用されてきました。すなわち、旅をするにあたって、膨大な数の随行者の給養を確保することや、移動につまとう危険に対して安全が確保されていることは必須要件であったため、滞在地や巡行路－巡行ルート（Itinerar）を様々な史資料から網羅的に再構成することは、その王権が直接的・間接的に支配や影響を及ぼしていた地域、経済的基盤・政治的基盤としていた地域、延いてはその時々々の王権の権力基盤を明らかにするための、さらには前後の時代の王権との比較対照のための、きわめて有効な方法だからです。

ここではこの方法を駆使した先駆者としてテオドール・マイヤー Th.Mayerの名をあげるにとどめ、彼が各国王の治世の間の巡行のさまを一枚の図にしたためた「巡行図」をいくつか紹介したいと思います。

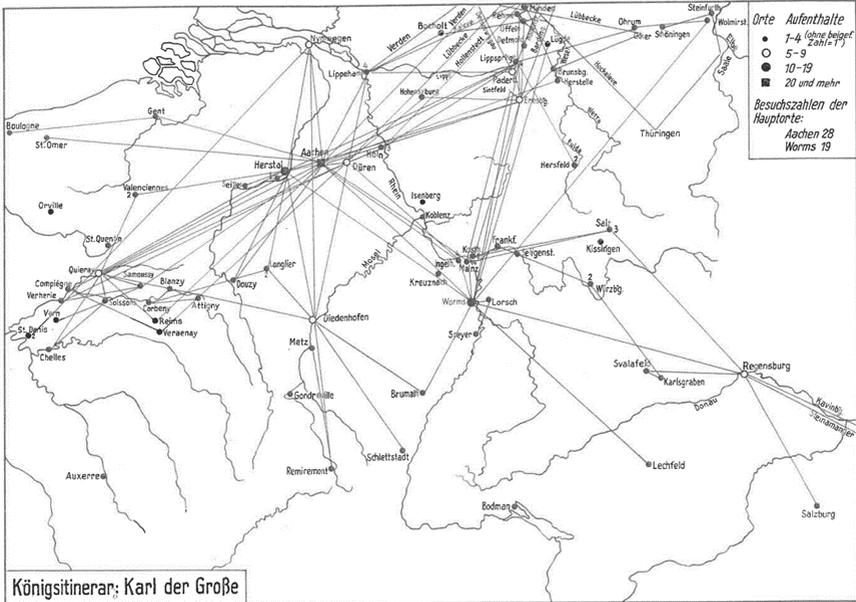


図1 カール大帝（在位768-814）の巡行路

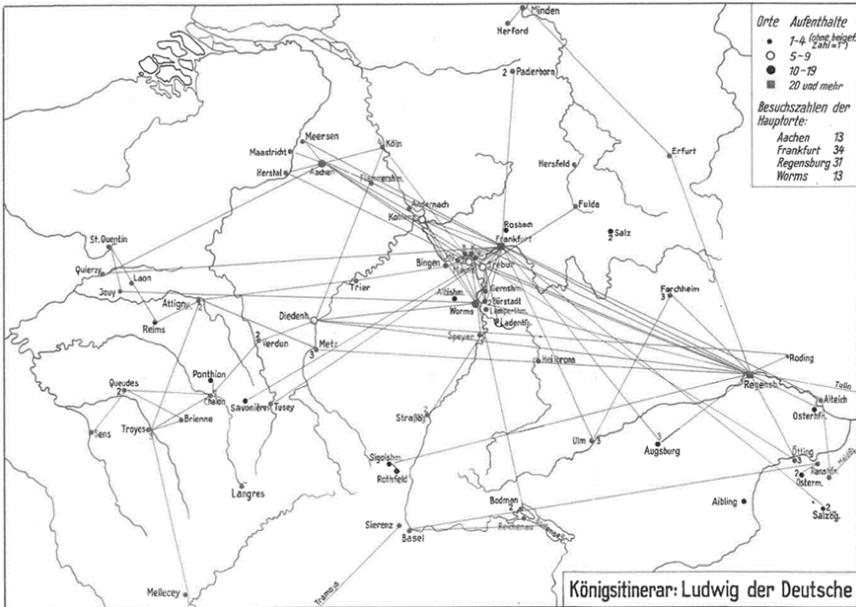


図2 ルードヴィヒ・ドイツ人王（在位843-876）の巡行路

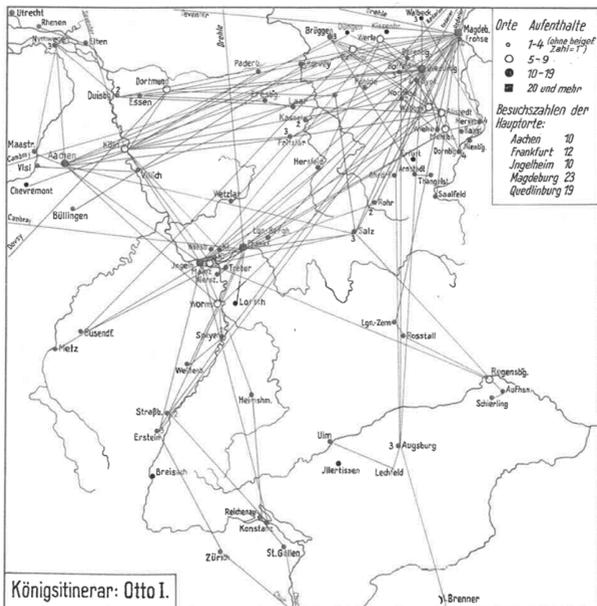


図3 オットー 1世（在位936-973）の巡行路

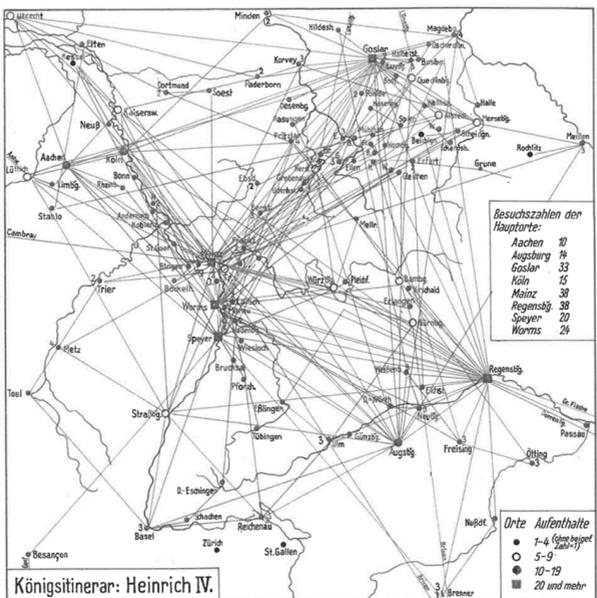


図4 ハイน์リヒ4世（在位1056-1106）の巡行路

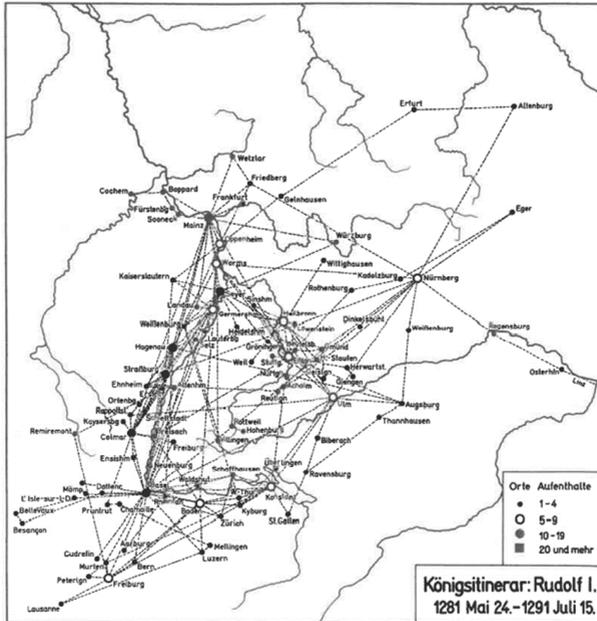


図5 ルドルフ1世（在位1273-1291）の巡行路（1281-1291）

先述のように、各巡行図から、その時々国王が拠点とした地域、その活動地域・範囲、延いてはその国王の支配が実際に及んだ地域・範囲、逆に足を運ぶことがなく、支配が及んでいなかったと思われる地域・範囲、といったものが直ちに見て取れ、また通時的な比較対照も容易かと思われま

す。もう一例示します。私が実際作成したもので、カロリング家の最後の東フランク王、ルードヴィヒ幼童王の巡行路を治世前半と後半とに分けて観察したものです(図6・7)。ごく短くコメントしますと、ルードヴィヒ幼童王の巡行路は、当初、バイエルンのレーゲンスブルクを拠点としてバイエルン地方、ドイツ中部のフランケン地方、ドイツ南西部のシュヴァーベン地方、そして西部のロートリンゲンをめぐり、ドイツ北部のザクセン地方のみが巡行路から外れていたのですが、治世後半に入るとザクセン地方とともにバイエルン地方も巡行路から外れ、レーゲンスブルク滞在も行われなくなり、巡行の中心はフランクフルト・トリプフル・インゲルハイム・フォルヒハイムなどの所在するフランケン地方へと変わっていきます。巡行路のこの変化がルードヴィヒ王権を取りまく政情と関係していることが予想されますが、ここではその点には立ち入

りません。

ともあれ巡行路研究が、各王権の拠って立つ経済的基盤や権力基盤の解明のための、ひとつの有効な道具となっていることがお分かりいただけると思います。



図6 ルードヴィヒ幼童王の巡行路 (900.2 ~ 906.5)



図7 ルードヴィヒ幼童王の巡行路 (906.5 ~ 911.6)

3 巡行王権研究

さて巡行王権については、誰しものが、何故このような特異な統治形態が採られていたのか疑問に思うところかと思えます。研究者たちも当然この疑問を提起し、それに答えようとしてきました。

3-1 背景としての徴税問題

管見の限りでは、内外の研究者たちはおおかた、統治実践にあたっての物理的困難さを理由・背景にあげています。すなわち統治者たる国王が一所（首都）にいて全土を統治することは、未発達な交通・交信・交易条件のもとでは困難であった、ということです。とりわけ、徴税の物理的困難さを主因にあげる研究者が少なくありません。貨幣経済よりも現物経済が優越する状況下、運送事情も悪い中、遠距離の送達に不向きな現物で支払われる税（現物税）を、国土の全域から（固定的な）宮廷へ送らせることは困難であった、したがって国王は税を徴収できるところできるところへと自ら出向かざるをえず、いわば税を現地で消費していた、というわけです。ちなみに2016年度センター試験の世界史Bの問題の中に、この説明に沿った記述が見られます（「参考」）。この説明はさらに続けて、中世後期以降、貨幣経済の浸透により徴税が貨幣によるそれ（貨幣税）へと変わり、運搬が容易な貨幣は固定された国庫へ運ばれるようになり、統治府を一所におく条件がととのったとして、首都の誕生へと話をつなげることとなります。

参考 2016年度 センター試験 世界史B 第1問

- A ①カール大帝は、アーヘンやバリを拠点としながら、多くの臣下を引き連れて広く王国を巡幸していた。交通や通信の手段が整備されていなかった中世ヨーロッパでは、②遠方から税を送らせることが困難であり、自らの権威を示すためにも、君主自身が頻繁に諸地域を訪れる必要があったのである。また、カール大帝のアーヘン宮廷は学芸復興の中心となったことで知られるが、時代が下るにつれて、諸侯の宮廷も文化の中心として、各地で栄華を誇るようになっていく。中世後期以降のイタリア諸都市では、貴族のみならず、傭兵隊長や大商人出身の君主なども豪壮な宮殿を構えて文芸・美術のパトロンとなった。彼らの宮廷には多くの芸術家が招かれ、③華麗なルネサンス文化が花開くことになった。

3-2 徴税問題からの説明への疑問点

現象面で見ると、確かに国王の行動は徴税の物理的困難さを補うものと見えなくもありません。しかし、この説明には2つの点が見逃がされているように思われます。1つは徴税が現物納や運送事情の悪さという物理的困難さを抱えているにしても、だから支配者自らが赴かねばならない、とはたして支配者の側が考えるだろうか、ということです。少し大胆な対照事例をもってきますと、律令制時代の日本では、租庸調税制のもと、班田農民から中央政府への税として絹・布・糸など現物からなる庸・調と呼ばれる税を徴収しましたが、納税者たる農民に、義務として都まで運ばせました。「運脚」といって、農民たちは隊を組んで、現物税を荷車に載せ、尾張の国の農民ならば鈴鹿峠を越えるなど、困難を押して、遠い都まで運ばなければならなかったわけです。中世ヨーロッパに話を戻しますと、王権とは規模が異なりますが、それでも大荘園領主たる修道院などは、各地に散在する所領からの生産物を、荘園農民に課した運搬賦役を利用して各地に設けた拠点に運び集め、そこからさらに本山たる修道院へ運んだり、市で捌いたりしています。修道院長や修道士らが消費活動のために自ら各地の所領を巡り歩くということはありません。納税にいかにも物理的困難が伴おうと、納税者にもってこさせる、これが支配者側の発想でしょう。現物税、運送事情の悪さという徴税の物理的困難さは、それだけで国王の行動を説明するものではなく、事態は、徴税をも含めた統治行為が何故巡行の中で行われたのか、という、より大きな枠組みの中で考えるべきことと思われます。

2つ目は、「税」という括りからくる安易ともいえる処理・説明です。カロリング朝期以降、中世ヨーロッパでは「租税」は事実上消滅してしまっています。

租税、すなわち国家を運営するにあたって必要となる経費を国家構成員に分に応じて負担してもらうというコンセプトの国税ですが、ゲルマン人社会にはもともと租税の観念はありません。旧ローマ帝国領に建国したゲルマン諸王権は、ローマ帝国に倣って租税の設定・徴収を試みたのですが、課税の合理性や人びとの（暗黙裡の）合意を欠いたまま気儘になされたため、おおかたの反発・抵抗を招いて行き詰まり、結果、事実上消滅という事態に至ってしまいました。国王＝国家に残されていた税は流通税・市場税・通行税などの間接税のみでした。それでは、租税という観念のないゲルマン社会・国家においては、国家の経費（国家財政）にあたるものはどのようにまかなわれたのでしょうか。そもそも国家のための経費という観念はなく（だからローマの税

制をまねた)、あるのは国王の私的な家計であり、それは国王個人でまかなうべきとされてきました(「国王は家計で自活すべし」の観念・原則)。それでは国王の家計の財源(つまりは国家財政の財源)はというと、国王の直領地(王領地)からの収入、すなわち所領経営による収入が主財源で(この限りで、国王といえども他の貴族・荘園領主と変わらない!)、間接税収入、裁判収入、造幣にともなう収益(これらは国王特権とみなされた)などは副次的に加わっているにすぎません。

中世前期の国家においては、国家が国家を運営するための経費を「税」に頼っていたわけではなく(というより、頼れなかった)、税収が国家財政の基盤になっていたわけではないのです(貨幣経済が進展する中世半ば以降はその傾向が強まりますが)。この意味で徴税を最重要課題であったかのように扱い、巡行を徴税のための旅のごとく説明する部分は、相対化される必要があるように思われるのです。

4 考察 支配・統治実践の観点から見た巡行王権

何故巡行王権という特異な統治形態が採られていたのかを考えるにあたり、ここでは、国のありようがどう国王の支配・統治実践に作用し、逆に、国王の支配・統治実践がどう国のありように作用したか、といった観点から考えていきたいと思います。ただし考察対象は少し限定して、カロリング朝フランク王国解体後の、中世前期におけるいわゆる「封建国家」の場合で見えていきます。

9世紀末のカロリング朝末期以降、王権は事実上、官僚制に基づく国家統治体制の形成・維持を断念し、これに代わって、浸透著しい「封建制」——元来は2人の独立人格が私的に結び主従関係——という一種の信頼関係に依拠する国家体制を選択します。官僚をとおしての王権による全土の直接的支配に代わり、地域権力者との封主-封臣関係というつながりによる秩序維持が選択され、地域は地域権力者の支配(知行)にまかされたわけです。そうした事態にあって、国王は、王国全体に対する支配・統治を断念したわけでないのであれば、どのようにしてその支配権を及ぼしたのか、どのように施策を形成し王国を統治したのでしょうか。

4-1 支配実践としての王国巡行

当然のことながら、国王が各地へ赴けば、即、統治できたというわけではないで

よう。待ち受けるのは、地域権力者たる聖俗貴族、その支配下にある一般王国民、等々。彼らとの関係、彼らへの支配力はどうであったのでしょうか。封建的臣下と位置づけられる大公ら貴族たちとの場合を見てみましょう。王権が依拠した「封建制」における封主たる国王と封臣との間の権利・義務関係については、例えば10・11世紀のオットー朝・ザーリア朝期ドイツ王権にあってしても、ある程度の共通理解が存在していたとはいえ、現実の場では、個々の場合についてその都度交渉によってその具体的な内容が決められねばなりませんでした。加えて、一般的傾向として指摘しておかねばならないことは、封主-封臣間の現実の支配-被支配関係というものは、封主の方からたえず働きかけを行わないならば、弛緩し、形骸化するということです。封建関係が結ばれているからといって、封主たる国王の現実の支配が約束されていたわけではありません。国王は、封臣に対し給付・奉仕の具体的な内容・様態をめぐってその都度交渉するとともに、そもそも常に相手に双方が封主-封臣関係にあることを、つまりは支配-被支配関係にあることを、想起させておく必要があったのです。こうした必要を満たしたうえでの交渉-支配貫徹ということになれば、最も有効な方法は、おそらくは、国王が封臣に対し自らその姿を見せつけ、そのうえで必要時にはその関係の具体的ありようについて交渉する、というものであり、かつ当面これしかなかったと思われる。王権の施策形成や統治実践は、こうした状況・関係下においた封臣の「助言と助力」を得て初めて円滑になしえたといえます。

ところで中世前期の王権は、国家構造自体は「封建制」への依存を強めていたとはいえ、国王支配を封建関係のみに依拠していたわけではありません。近年ドイツの研究者G.アルトホフが明らかにしてきたように、中世の貴族社会には、集団内外の関係を律する様々な不文の行動規範があり、それに基づく親族関係や、友好関係amicitiaなど、法や制度に規定されない多様な人的関係が取り結ばれていました。この人的関係は、封主-封臣間の主従関係のようなヘルシャフト的な関係（支配-被支配関係）というより、親族・友人・共同体仲間といった基本的には同格者間のゲノッセンシャフト的な関係（同輩者的関係）であり、国王はそうした親族・友人たちの支援を得て、そしてそのためには彼らとの協議・合意のもとで、紛争を解決したり、政治的意思を形成したりしていました。

同輩者たち、そして封臣たちの支援・賛同を得て合意・形成された政治的意思は、

通例、公の場でのコミュニケーション行為——言葉と振る舞いを結合させた儀礼的・象徴的な行為——によって具現化され、表現され、また公知されました。公の場、すなわちそれは宮廷会議、宗教会議などの場で、したがって国王巡行の先々で行われました。もとよりそうした行為が巡行を必要とするというわけではないですが、しかし儀礼的・象徴的な行為は、それ自体、人々の眼前でなされて初めて意味をもつものです。例えば国王が巡行の途上の祝祭日に繰り返し挙行したいいわゆる「祝祭日戴冠」は、これを眼前にする巡行先の王国民一般に対し、王国民に対する直接的支配権が、原理的にはなお、神の代理としての国王のもとにあることを象徴的に顕示する最も有効な方法であったといえます。こうした現地での様々な実際的なコミュニケーション行為を行うべく、換言すれば、支配実践をするべく、国王自身が各地域に現出することは、有効な方法として認識されていたことでしょう。それは自ずと巡行を要請することになります。

国家構造が「封建制」依拠へと傾斜を強めた中、王権は、何らの働きかけもせず、手を拱いているだけでは、名目的な存在と化してしまいます。王は、支配者としての力、権威を示し維持するべく、いわば自らのレゾン・デートル（存在理由）をかけて、行動せねばならないのです。しかしそのための制度的な方法が著しく欠如していた時代状況下では、封臣に対してであれ、様々な人的関係下にある者に対してであれ、あるいは王国民一般に対してであれ、たえず相手に自己の権威・権力を、簡単にいえば自己の存在を身近に示し、自他の立場を認識させること、これが当面最も有効だったでしょう。そしてそのためには国王は、座して待つのではなく、自らの姿を常にそしていたるところで見せつけることが、すなわち国王の「顕現・遍在」が、求められたのです。かくして、国王支配・王国統治をより有効に作用させるべく、いわば「顕現・遍在」という条件を満たすべく、巡行王権という形態が要請されることとなります。

4-2 統治実践としての王国巡行

さて、王国巡行という支配実践により、仮に国王[・]支配[・]権[・]権[・]威が王国各地に及んだとして、問題は、その先、そもそも国王として王国[・]統治をどのように進めたのでしょうか。

これまでの議論においては支配と統治という語をあまり明確に区別せずに用いてき

ましたが、そもそも封建関係は封主－封臣間に支配・被支配の関係をもたらすものであって、地域の施政・統治の方策ではありません。国王が封主の場合でいえばそれは、王国統治の方策ではないのです。

先に「王権の施策形成や統治実践は、こうした状況・関係下においた封臣の「助言と助力」を得て初めて、円滑になしえた」と述べましたが、王国統治のための施策形成や統治実践は、封臣を「こうした状況・関係下においた」と、どのように進められたのでしょうか。王国巡行は単に国王支配の確認・維持・拡張の方途にすぎなかったのでしょうか。また同じく先に「同輩者たち、そして封臣たちの支援・賛同を得て合意された政治的意思は…公の場でのコミュニケーション行為…によって具現化され、表現され、また告知され」たとも述べました。まさに施策形成の過程に踏み込む見通しですが、施策－政治的意思は巡行先の、その場だけの行為によって王国じゅうの人びとに知られ、実効力を得たのでしょうか。国王による巡行先での種々さまざまな行為が、王国統治にどう関わるか、改めて考えてみましょう。

カロリング朝期フランク王国においては「勅令」による立法活動が盛んで、王権は基本的には、王国統治者として王国全体・王国民一般に妥当する施策・法・命令を施行し、実施しようとしていました。しかし「勅令」による立法活動はフランク王国の解体期の9世紀末、884年のそれを最後に、見られなくなります。10・11世紀のドイツやフランスの王権にあつては、王国全体に一般的に妥当する法や施策を定めることは、勅令によってであれ、その他の方法であれ、行われることはありませんでした。

これは先述した、9世紀末以降、国のありかたが、官僚制に基づく国家統治体制、官僚をとおしての王国の直接的統治をめざすものから、「封建制」に依拠する形勢へ、いわゆる「封建国家」へと傾斜したことに呼応する事態といえます。王国統治者としての国王の行動はいちじるしく制約され、10・11世紀の国王が行っていた行為は、王国統治者のそれとして想起されるものとはかけ離れたものでした。すなわち国王は、上述のように王国全体・王国民一般に妥当する施策・法・命令などを公布・施行することはなく、もっぱら巡行の先々において種々さまざまな個別案件を処理・裁可し、それに関わる特権状たる国王証書を作成・発給するのみです。

しかしながら注目すべきことに、この結果、個別・具体的な措置が積み重ねられ、各種案件それぞれに関わる類似の国王証書が数多く発給されることになります。ここ

で意図されたのは次のような構図です。すなわち国王は、王国全体に一律に当てはまる法や施策を定め、それを役人をとおして王国各地に伝え、執行・実行しようという、官僚制に基づく統治体制で見られる一般的な方法をとるのではなく——というより、この方法がとれないので、非常に迂遠な方法ではありますが——、国王自らが王国全土を巡り、その先々で個別に類似する措置をとり、同時に関係者たちにそれが知られ、その積み重ねにより、王国全体に一律に当てはまる法や施策が形成される、という構図です。

今少し説明を加えます。特権状は一個人や、教会・村落共同体・都市などに対し、個別の特権（裁判権、流通税賦課特権、流通税免除特権、市場開設権、造幣権、等）を授与・確認するもので、永続的な権利・法的地位の設定を目的としているため、通例、一定の法的条項が盛り込まれており——例えば「この特権状に命に反して、彼ら（特権享受者）を妨げる者については、10リブラの罰金をもってこれを禁ずる」などと——、この限りで一種の立法でした。一特権状において一個人・組織に対して盛り込まれた法的措置は、しかして、他の個人・組織への類似の特権状の授与を積み重ねていくことで、一般的に妥当する法や措置、延いては施策の形成へと、すなわち王国全体・王国民一般に妥当する一個の法令・施策を定めるのと同様の意味をもつことへと、向かうことになるわけです。

この意味で巡行は、すなわち、王国全体に妥当する一般的な施策を形成・公知するための、広く政治的意思を広宣するための、統治実践の場に他ならなかったといえます。

もとよりこうした行為・実践によって国王による王国統治が十分に貫徹されたというわけではないでしょう。しかし国王は王国巡行をとおして単に支配者・権威者としての自己を維持し顕示するだけではなく、巡行途上での実践をとおして施策を形成し、王国を統べる者であることを実際にも体現しているのです。

5 結 論

中世前期ヨーロッパにおいて何故巡行王権という特異な統治形態が採られていたのかを考えるにあたり、ここでは、さまざまな物理的困難を前に迫られたネガティブな選択という観点ではなく、国のありようがどう国王の支配・統治実践に作用し、逆に、国王の支配・統治実践がどう国のありように作用したか、という観点から考えていき

ました。われわれが得た見通しは、王国巡行は、国家構造が「封建制」依拠へと傾斜していた中、王権がその支配・権威をより有効に及ぼすべく・示すべく採った方途に他ならなかったというものです。しかしてこの方途は、王国民各層に対し国王支配・権威を顕示する行為・場にとどまりません。それは王国全体に対して妥当する法・施策を形成しようとする行為・場でもあり、換言すれば王国統治の実践行為・その場でもあったのです。

いわゆる「封建国家」が封建制に依る部分と封建制に依らない部分の「複合」「せめぎあい」であるとするならば、巡行王権は、「封建国家」の枠内において「封建制」に制約されない国家をめざす王権の、ひとつの、ある意味ポジティブな戦略であったといえましょう。そしてまたこの観点から、初めに紹介した巡行路研究の意義も改めて認識されると思われます。

巡行王権はときに、中世前期ドイツ王権に典型的な統治形態といわれます。それは同時期のフランス王権においては言うに足る王国巡行が見られず、巡行範囲ももっぱらパリを中心とするイル・ド・フランス地方に限られていたことに対比させての言ですが、巡行に関わる両王権のそうした対照的な事態は、単に王権の強弱の差異に帰されがちです。しかし巡行は、統治者のほうが支配・統治のために各地を巡らねばならないという点で確かに非能率的な統治形態ではありますが、それでも旅する王はもっぱら受動的にこれをおこなったわけではなく、国王支配を体現するべく、統治実践をするべく、主体的にこれを実行していたのです。王権のその取組み姿勢の差が、巡行路にも反映されているのです。

参考文献

Th.Mayer, Das deutsche Königtum und sein Wirkungsbereich, in : Th.Mayer, Mittelalterliche Studien. Gesammelte Aufsätze, Darmstadt 1963, S.28-44 ; erst in : F.Hartung, Th.Mayer u.a., Dsa Reich und Europa, Leipzig ²1941, S.52-74

H.C.Peyer, Das Reisekönigtum des Mittelalters, in : Vierteljahrsschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte 51, 1964, S.1-21

N.Ohler, Reisen im Mittelalter, München 1986 (邦訳ノルベルト・オーラー『中世の旅』法政大学出版局、1989年)

ゲルト・アルトホフ『中世人と権力——「国家なき時代」のルールと駆引——』八坂

書房、2004年

阿部謹也『甦える中世ヨーロッパ』日本エディタースクール出版部、1987年

渡部治雄「中世ドイツにおける「王道」について——「巡幸王権」研究序説——」、『山形県立米沢女子短期大学紀要』36、2001年12月、9-19頁

岡地稔「中世前期・東フランク＝ドイツ王国における「宮廷アーカイヴ」」、『アルケイア——記録・情報・歴史——』8号、南山大学史料室、2014年3月、51-103頁

本稿は、南山大学人類学研究所主催シンポジウム「王と国家」（2022年3月30日）での報告を文章化したものです。内容的には、上記拙稿において論じたところに再考を加えたものです。そのため文章に一部、同一表現を用いた箇所があることをお断りします。

Das Reisekönigtum des europäischen Mittelalters

OKACHI, Minoru

Kurzfassung

Warum wurde im frühmittelalterlichen Europa eine besondere Form des Regierens, das Königtum auf Reisen, eingeführt? Bei der Betrachtung dieser Frage geht es nicht um eine negative Entscheidung, die angesichts verschiedener physischer Schwierigkeiten getroffen wurde, sondern um die Frage, wie sich der Zustand des Landes auf die Herrschaft und die Regierungspraxis des Königs auswirkte und umgekehrt, wie die Herrschaft und die Regierungspraxis des Königs den Zustand des Landes beeinflussten. Wir sind der Ansicht, dass die Königsreise ein Mittel war, mit dem die königliche Macht versuchte, ihre Herrschaft und Autorität im Rahmen einer Staatsstruktur, die zunehmend vom Lehnswesen abhängig geworden war, wirksamer auszuüben und zu demonstrieren. Diese Maßnahme beschränkte sich jedoch nicht auf einen Akt oder ein Forum, um die Herrschaft und Autorität des Königs gegenüber den verschiedenen Schichten der königlichen Bevölkerung zu manifestieren. Es war auch ein Akt und ein Ort, um Gesetze und Maßnahmen zu formulieren, die für das gesamte Königreich angemessen waren, mit anderen Worten, es war ein Akt und ein Ort, um die Regierung des Königreichs in die Praxis umzusetzen.

